

# 24年度から市民税・県民税が変わります！

## ①扶養控除の見直し

①③の問合せ先

税務課 ☎35-3136

	23年度まで	24年度から	変更理由
年齢16歳未満 (平成8年1月2日以降に生まれた方)	一般扶養控除 (33万円)	控除なし	22年度に子ども手当が創設されたため
年齢16歳～19歳未満の方 (平成5年1月2日～平成8年1月1日に生まれた方)	特定扶養控除 (45万円)	一般扶養控除 (33万円)	高校の授業料が22年度から無償化となったため
年齢19歳～23歳未満の方 (昭和64年1月2日～平成5年1月1日に生まれた方)		特定扶養控除 (45万円)	

※年齢16歳未満の年少扶養親族は、所得割における控除額はありますが、均等割の非課税判定、保育料、介護保険料などの福祉制度に影響する場合がありますので、つけ忘れていた場合は市・県民税の申告書で申告してください。

## ②清流の国ぎふ森林・環境税の導入

岐阜県では、豊かな森林や清らかな河川を、環境資源として将来にわたり県民全体で享受できるよう、保全・再生に必要な新たな施策の費用に充てるため、「清流の国ぎふ森林・環境税」を導入することになりました。(課税期間:平成24年度から平成28年度までの5年間)

この「清流の国ぎふ森林・環境税」は、県民税の均等割に上乗せして納付いただくことになります。

	23年度まで	24年度から5年間
個人均等割(県民税)	1,000円	2,000円 (森林・環境税1,000円を含む)
〃 (市民税)	3,000円	3,000円
均等割 計	4,000円	5,000円

※法人に対しては、法人県民税均等割の1割が「清流の国ぎふ森林・環境税」分として加算されます。

### 【清流の国ぎふ森林・環境税の主な使いみち】

- 環境保全を目的とした水源地域などの森林整備
- 広葉樹林の整備や鳥獣害の防除
- 希少野生生物の保護、外来生物の駆除、流域河川清掃、河川魚道の機能回復
- 教育施設の木造・木質化、木製学習教材の導入
- 県民参加の環境保全活動や子どもたちへの環境教育の実施
- 市町村提案事業に対する支援 など

森林・環境税についての問合せ先

岐阜県総務部税務課 ☎058-272-1153

## ③障害者控除の見直し

①の扶養控除の見直しに伴い、同居の特別障がい者について、障害者控除と、配偶者控除・扶養控除の同居加算が変わりました。(合計額に変更はありません。)

	23年度まで	24年度から
特別障害者控除	30万円	53万円
配偶者控除扶養控除の同居加算	23万円	

## 相続、贈与などにより年金形式で保険金を受給された方へ

平成12年から平成18年の間に相続、贈与などにより年金形式で保険金(年金型保険、学資保険、個人年金保険)を受給された方は、6月29日(金)までに手続きをしていただくことで所得税額に相当する額(特別還付金)が支給される場合があります。

詳しくは国税庁ホームページ、または高山税務署までお問い合わせください。

## 400万円以下の年金受給者の方へ ～市・県民税の申告が必要な場合～

所得税の確定申告では、平成23年分の申告から、年金の収入金額が400万円以下で年金以外の所得が20万円以下の場合は申告の必要がなくなりましたが、次の場合、市・県民税申告書の提出が必要です。

### ■年金、給与以外の収入がある場合

市・県民税では少額であっても申告が必要です。

### ■所得控除をつける場合

確定申告書の控除は市・県民税にも反映しますが、提出をしない場合は年金、給与につけた控除以外は市・県民税申告書で申告ください。

問合せ先

税務課 ☎35-3136

問合せ先 高山税務署(個人課税部門) ☎32-8126

屋外防災行政無線の内容は電話でもご確認いただけます(通話料が必要です) ☎35-6000

2012.6.1